平成２６年（再イ）第１０８号
大阪市東淀川区小松４丁目16番34―1402号
再生債務者　湊崎　　雄
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月27日まで
平成26年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１２５号
大阪府寝屋川市境橋町７番６号
再生債務者　山下　雄已
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月27日まで
平成26年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１４１号
大阪市東淀川区菅原６丁目24番４号
再生債務者　永山　雅伸
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月27日まで
平成26年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第６号
愛知県一宮市寺島町２丁目５番地１　スペクトル貴船805号
再生債務者　森野　洋平
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月28日まで
平成26年７月31日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（再イ）第６号
和歌山市杭ノ瀬64―７　コートポラール103号、住民票上の住所大阪府高槻市辻子１丁目24番38号
再生債務者　久林　央明
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月28日まで
平成26年７月31日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（再イ）第３８号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井851番地19
再生債務者　細江　一朗
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年９月１日まで
平成26年７月31日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第９号
新潟県燕市吉田神田町14番11号　ハイネスイヌイＶ108号
再生債務者　西潟　孝臣
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月21日まで
平成26年７月31日　　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第５号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉771番地
再生債務者　田之畑えり子
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月27日まで
平成26年７月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２６年（再イ）第１０号
鹿児島県鹿児島市川上町1777番地　トリアス壱番館105号
再生債務者　鶴田　規朗
1　決議に付する再生計画案　平成26年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月27日まで
平成26年７月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第４号
千葉県印西市西の原３丁目９番地２棟103号
再生債務者　平澤　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月18日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月１日から平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再ロ）第８号
埼玉県富士見市水谷東３丁目18番17号
再生債務者　佐藤　浩治
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月20日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月３日から平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第１号
盛岡市津志田27地割30番地28
再生債務者　佐々木幸人
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年９月11日から平成26年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００００２号
茨城県ひたちなか市西大島２丁目14番８号　クレセール102号
再生債務者　小貫　孝裕
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年８月21日まで
平成26年７月31日　　水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２５年（再ロ）第５号
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目６番地の８
再生債務者　谷本　雅盛
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成26年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成26年７月31日
神戸地方裁判所明石支部再生係

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
1．基金の名称　東京都電気工事厚生年金基金
2．事務所の所在地　東京都中央区築地３丁目４番13号
3．設立事業所の名称及び所在地　岩崎電気工事株式会社　東京都千代田区、光進電機株式会社　東京都中野区、神田電気工事株式会社　東京都千代田区、株式会社城座商会　東京都千代田区、小川電工株式会社　東京都中央区、有限会社大沢電気商会　東京都中央区、丸十電業株式会社　東京都中央区、有限会社近藤電気商会　東京都中央区、京橋電設工業協同組合　東京都中央区、株式会社東和電機商会　東京都江東区、渡辺電機工業株式会社　東京都江戸川区、株式会社廣瀬電気　東京都中央区、株式会社電源社　東京都江東区、株式会社協力電業社　東京都中央区、有限会社中村吉電気商会　東京都港区、栄光電気株式会社　東京都港区、庄司電機株式会社　東京都港区、全日本電気工事業工業組合連合会　東京都港区、第一電気株式会社　東京都港区、八洲電気工業株式会社　東京都品川区、日本計装株式会社　東京都荒川区、合資会社十番電気商会　東京都港区、東宝電気株式会社　東京都港区、丸山ネオン電気株式会社　東京都港区、有限会社国際音響電機製作所　東京都港区、浜松電工株式会社　東京都港区、深川工業株式会社　東京都三鷹市、共同電気工事株式会社　東京都目黒区、山陽電機株式会社　東京都足立区、株式会社三電舎　東京都港区、有限会社昭和電機工業社　東京都港区、サンデン工機株式会社　東京都品川区、明光設備株式会社　東京都新宿区、渡辺電工株式会社　東京都新宿区、松島エクシス株式会社　東京都新宿区、消防設備管理株式会社　東京都練馬区、和田電気